

L G B Tフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務 仕様書

1 業務名

L G B Tフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務

2 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで。

3 業務の趣旨と目的

(1) 性的マイノリティ（※1）の方々が抱える困難について

性的マイノリティの方々は、周囲の無理解や差別偏見に基づく言動で、職場を始め日常生活の様々な場面において深刻な困難に直面し続けている。例えば、就職活動時に選考書類に性別を書かされることに心理的な負担を感じたり、就職後に周囲からの差別的な言動で孤立し仕事を続けるのが難しくなってしまうといったケースも生じている。近年では、こうした職場での差別的な言動がハラスメントとして認定されるなど重大な人権侵害としても問題となっているところである。

国においては「労働施策総合推進法（パワーハラスメント防止法）」が改正され、令和3年4月から中小企業の事業主にも労働者の性的指向・性自認に起因する言動も含む職場でのパワーハラスメントへの防止措置が義務化されるなど、企業での適切な対応がなされるよう法整備が行われ、令和5年6月に成立・施行された「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律（L G B T理解増進法）」（※2）では、事業主等の努力義務が定められている。

職場での対応が十分でないことで従業員が中途退職してしまうといった事態は、性的マイノリティの方々はもちろんのこと、雇用する企業側にとっても損失であり、多様な人材が働きやすい環境であることが人材定着や人材確保にも直結することから、企業での対応も重要となってきている。

※1 性的マイノリティ

典型的とされてきた性の在り方にとらわれない人々を表す言葉の一つ。レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性に違和感を持つ方）の頭文字を取って「L G B T」と表現されるほか、さらに広がりを示す意味で「L G B T Q（エルジービーティーキュー）」などと表現される場合もある。こうした方は、周囲の無理解や差別偏見に基づく言動で、日常生活の様々な場面において深刻な困難を抱えている。

※2 L G B T理解増進法

事業主は、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことや、国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとされている。

(2) 札幌市の取組

札幌市では、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、平成29年度から性的マイノリティに関する取組を進めており、同年6月にパートナーシップ宣誓制度（※3）を導入し、同年10月からは性的マイノリティに関する企業での理解や企業での取組を推進することを目的として、実際に取り組んでいる企業を登録し札幌市が広報する「札幌市LGBTフレンドリー指標制度」（以下、「指標制度」という。）を開始している。（指標制度の概要は6を参照。）

※3 パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティの方の気持ちを受けとめる取組として、お二人が互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることなどを札幌市長に対して宣誓をする制度。平成29年6月から導入し、これまでに約220組の方が利用している。

また、令和4年度に策定した札幌市のまちづくりの基本的な指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」では、まちづくりの重要概念の一つに「ユニバーサル（共生）」を掲げており、引き続き、性的マイノリティの方々への理解促進に取り組むこととしているが、札幌市においては、パートナーシップ宣誓制度の認知度に比べて、指標制度の認知度は低く、登録企業も約110社（延べ）という現状にあり、社会全体での理解を広げていくためには、指標制度の認知度向上に加え企業に向けて更なる取組を促す必要があると考える。

(3) 業務目的

本業務では、性的マイノリティの方々への理解が社会全体で広がるよう、企業における取組を推進するために実施している指標制度について、改めて市内企業を対象に制度の趣旨や制度内容を広く周知することを通じて、各企業での取組を促し、指標制度への登録企業を増やすことを目的として実施する。

4 業務内容

(1) 企業への登録勧奨の実施

- ア 企業への登録勧奨に当たっては、指標制度の登録企業などの取組を踏まえ、効果的に登録に至るよう、登録勧奨を行う企業の選定や登録勧奨の手法、説明方法などを工夫すること。
- イ 選定先企業や登録勧奨を行う企業については、広範に選定し働きかけを行うこととし、可能な限り多くの企業等に対して、実際に訪問による働きかけを行い、登録につなげること。

なお、登録勧奨については(5)で定める委託者への報告時期を踏まえ、契約締結日から令和7年2月末日の間で実施することを想定している。

ウ 受託者は説明資料として、委託者が作成した広報啓発物（制度概要や登録手順などを掲載したA4版縦型の中綴じ両面印刷で8ページ程度の印刷物）を活用し、登録勧奨を行うこと。

エ 説明の際は、企業が性的マイノリティへの理解に取り組むことの意義とともに、指標制度の内容や手続きについて説明し、登録に向けて積極的に周知すること。

オ 登録勧奨の実績については(5)に基づき委託者へ報告すること。また、訪問時には相手先の名刺や関係書類をもらうなど、訪問したことが分かるようにし、委託者への報告の際に併せて報告すること。

(2) 企業への講師派遣と調整の実施

(1)の際に、指標制度への登録を前提に性的マイノリティに関する取組を進めたいが、何から始めたらよいか分からぬといった企業を対象に、性的マイノリティ当事者による講師派遣とその調整を行うこと。

なお、派遣を想定する講師候補者については、委託者から別途受託者に連絡するものとする。

また、派遣先企業と講師との調整によっては、対面に限らずオンラインでの対応もできるものとする。

ア 指標制度の登録企業は、「札幌市内に事業所（本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるもの）がある企業（営利企業、公益法人、特定非営利活動法人、個人商店、医療機関等）」となっていることから、市内にある事業所単位とし、講師の派遣場所は、札幌市内とすること。

イ 講師派遣に当たっては、同一企業等グループ内の複数の事業所への派遣で占められてしまい、講師派遣を希望する他の企業が利用できないといったことがないよう選考には十分配慮して進めること。また、当該派遣は、単に研修を受講させるものではなく、登録を前提に考える企業のためのものであることに留意すること。

ウ 講師派遣については、指標制度における指標項目「啓発」の登録基準「従業員向けにLGBTに関する研修やセミナーを年1回以上実施」に該当するものであり、この講師派遣による研修の受講をもって登録可能とするが、登録した翌年度以降は、企業自らが年1回は、社内研修やセミナーに継続して取り組む必要があることにも併せて留意すること。

エ 1回当たりの研修時間は、90分単位での実施となるよう調整すること。

オ 講師へは、謝金として札幌市の基準【9,000円／時間（所得税及び復興特別所得税を含まず）。1時間を超えた分は当該基準額を2で除した額】に基づき支払い、合わせて、派遣先企業への交通費実費を支払うものとする。所定の謝金と交通費実費が講師に支払われるよう源泉所得税を勘案したうえで支払を行うことに留意すること。

カ 研修を実施する際には、受託者も同席し報告書を作成し、委託者へ提出すること。

(3) セミナーの実施

企業での取組の促進を図るため、性的マイノリティや指標制度についての理解を深める内容で、性的マイノリティ当事者を講師としたセミナーを実施すること。

なお、セミナーの参加対象には、登録勧奨企業のほか既に登録している企業や令和5年度に働きかけを行った企業も含めた意見交換ができる内容で実施すること。

(4) 指標制度の広報啓発の実施

受託者においては、指標制度の認知度が高まるよう広報媒体を活用した周知啓発を図ること。

また、就職活動を行う学生等にとって登録企業が就職先の参考となるよう、市内大学その他教育機関の就職・キャリア支援担当課にポスターなどで指標制度や登録企業の紹介を行うなど、求職者の視点も考慮し実施すること。

なお、この指標制度は学校法人が経営する教育機関についても登録が可能である。

(5) 委託者への報告

企業への登録勧奨及び講師派遣の状況について、受託者は毎月10日までに前月の実績を紙媒体及び電子媒体にて委託者に報告すること。3月分については、履行期間終了後に完了届と合わせて全体の実績を報告すること。

また、委託者から別途報告を求められた場合は、その都度報告すること。

(6) その他

ア 企業における性的マイノリティに関する理解促進の啓発の一環として、委託者が指定した企業向けセミナー（指標制度登録の際に認められる研修やセミナーとは別の扱い）等の関連情報を受託者が訪問した企業に対して、受託者からメールで情報提供することも想定している。このメールでの情報提供を見据え、(1)イにおいて、連絡先アドレスの提供可否について確認しておくこと。

イ (1)ウとは別に、受託者が周知のために啓発資料等を作成する場合には、事前に委託者と協議し、委託者の指示に従うこと。なお、その啓発資料等の著作権については、「8 著作権の帰属等」に基づくものとする。

ウ 今後、感染症の拡大など社会情勢の変化により企業訪問が困難になった場合は、感染症対策などを考慮した代替手法により実施すること。代替手法については、事前に委託者と協議を行うこと。

5 業務目標

(1) 訪問企業数

4(1)のうち、実際に訪問を行う企業数は、市内に事業所がある企業100社以上とする。

(2) 講師派遣回数

4(2)の講師派遣は、5回程度実施する。

(3) 年間の目標登録件数（参考）

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンにおいて、登録企業を令和9年度（2027年）末までに「150社（延べ）」とすることを札幌市の目標としていることから、本業務での登録勧奨による成果も含めて「年間15社以上」の登録を目指していることにも留意すること。

6 指標制度の概要

性的マイノリティに関する企業での理解や取組を推進することを目的として、性的マイノリティに関する取組を行う市内企業を募集し、登録する制度。申請のあった企業について、その取組項目数に応じて星（★）の数で表し、「札幌市LGBTフレンドリー企業」として登録する。登録された企業に対して、札幌市から登録証を交付し、登録企業の情報や取組内容を札幌市の公式ホームページ等を通じて紹介しているほか、登録された企業はハローワークの求人票の特記事項欄への掲載や、登録マークの使用ができる。

(1) 登録方法

- ① 申請書の作成、取組の事実が確認できる説明資料の準備
- ② 申請書等の送付（メール申請可能）
- ③ 申請の受付・申請内容の審査
- ④ 登録完了（登録証を交付し、札幌市公式ホームページで紹介）

※登録マーク…届出によりデータ提供

フレンドリー企業
登録マーク



(2) 登録基準

下記指標項目の取組数に応じて、星の数で表す。

登録基準	取組項目数
★	指標項目のうち、1つ以上取組をしている
★★	指標項目のうち、3つ以上取組をしている
★★★	指標項目のうち、5つ以上取組をしている

〔指標項目〕

指標項目	登録基準
基本方針に関すること。	企業の社内規定等にLGBTへの差別やLGBTへのハラスメントの禁止に関する記述がある。
啓発に関すること。	従業員向けにLGBTに関する研修やセミナーを年1回以上実施している。
内部体制に関すること。	従業員がLGBTに関する悩みを打ち明けられる体制がある。
福利厚生に関すること。	同性パートナーへの福利厚生等が認められている。

配慮のこと。	L G B T の従業員又は顧客に配慮し、利用しやすい環境の整備やサービスがある。
協力連携のこと。	札幌市内において、L G B T 当事者の団体等が開催する社外のイベント（L G B T の理解促進に関するものに限る。）に協力又はL G B T 当事者の団体等と連携した取組（L G B T の理解促進に関するものに限る。）がある。
その他	市長が適当と認めるもの。

(3) 制度に関する問い合わせ先・申込先

札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課

※登録企業については、札幌市公式ホームページを参照すること。

（ <https://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/lgbt/sihyo/kigyo.html> ）

7 秘密の保持

本業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含む全ての情報については、本業務の履行に限って使用することとし、本契約の履行期間及び履行後において、第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持及びデータの取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

8 著作権の帰属等

- (1) 受託者は本業務の成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (2) 受託者は委託者に対し、本業務の成果物が第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。また、委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (3) 本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

9 その他

- (1) 本業務履行にあたり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。業務処理責任者は、本業務

を行う上で必要な能力と経験を有する者とし、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。

- (3) 本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため協議を行うものとする。
- (6) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。
- (7) 本業務の履行にあたり、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後ではあるが、企業訪問に当たっては、必要に応じてマスクを着用するなど感染症対策を講じること。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）、「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関する指示をすることができる。

(事故時の対応)

第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関する個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

企画提案事項に関する特記仕様書

○ 企画提案事項について

- (1) 受託者は、L G B Tフレンドリー指標制度の登録企業拡大に向けた企業訪問等業務に係る公募型企画競争において、委託者（札幌市）に提示した企画提案事項及び調達契約に係る協議で協議した内容について、誠実にこれを履行するものとする。
- (2) 委託者から、企画提案事項及びそれに関係する事項について報告を求められた場合は、受託者は速やかに（期限が定められている場合はその期限までに）委託者へ報告するものとする。
- (3) 委託者は、企画提案事項について、受託者が正当な理由なく履行しないときは、受託者に対し履行するよう指示できるものとし、指示を受けた受託者は速やかに（期限が定められている場合はその期限までに）履行するものとする。
- (4) 委託者は、上記(3)の指示を受けた受託者がその指示に従わない場合又は企画提案事項の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除することができる。
- (5) 受託者は、委託者の承認を得て、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、受託者は委託等をした相手方（以下「再委託先」という。）の業務の実施状況等を把握すること。
- (6) 受託者は、委託者から、再委託先の業務の実施状況等について報告を求められた場合は、上記(2)に基づき、報告をするものとする。